ホワイト企業認定規約

ホワイト企業認定制度(以下「本制度」といいます。)は、一般財団法人日本次世代企業普及機構(以下「当機構」といいます。)が実施する「ホワイト企業」該当性の審査と認定制度です。本規約は、本制度を利用しようとするすべての企業に遵守いただくべき事項を定めたものです。本制度を利用しようとする企業は、事前に本規約よくお読みください。

第1条(目的)

本制度は、「家族や社会に応援される、次世代に残していきたい」企業をホワイト企業として認定することにより、当該企業の取り組みを評価する制度です。

第2条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「申請者」
 - 当機構に本制度の認定を申し込む法人、機関等
- (2) 「認定企業」

申請者の申請に基づき当機構が審査した結果「ホワイト企業」に該当すると認定された申請者

(3) 「申請者等」

申請者及び認定企業

第3条(仮認定手続き)

- 1. 申請者は、本認定の前に、WEB審査によりホワイト企業の仮認定を受けてください。このウェブ審査を受けた申請者は、本規約の内容に同意したものとみなします。
- 2. 仮認定は、当機構のホームページにおいて無料で受けることができるウェブ審査で、定められた数の設問へ回答することにより、当社が暫定的な認定を施すシステムです。申請者はこの設問に正しい回答をしなければなりません。
- 3. 仮認定はあくまで簡易調査でありその結果は暫定的なものですので、仮認定結果をもって申請者についてホワイト企業認定するものではありません。申請者は、仮認定結果を対外的に開示し、又は公表することはできません。

第 4 条 (本認定続き)

- 1. 仮認定を受けた申請者は、当機構が定める方法により本認定を受けることができます。 本認定は、当機構が定める書類を提出いただき、認定基準に基づいて当機構の認定審査 会が基準該当性を審査することにより行われます。
- 2. 申請者は、当機構が求める質問に正しい回答をしなければならず、提出を求める書類を やかに提出しなければなりません。なお、提出いただいた申請書及び書類は返還しませ ん。
- 3. 本認定審査の結果、当機構が申請者についてホワイト企業認定の要件を充たしていると認めるときは、当機構は、当該申請者について、要件充足の程度に応じた名称の本認定を行います。
- 4. 前項の本認定を受けた申請者は、当機構に対して、当機構が定める認定料を支払うものとします。定められた期日までにこの認定料の支払いがないときは、当機構は、その申請者の本認定を取り消すことができるものとします。

第 5 条 (有効期間)

前条の規定によりなされた本認定結果の有効期間は、当該認定の日から1年間です。

第6条(認定証の贈呈および認定マークの付与)

- 1. 当機構は、認定企業に対して、ホワイト企業認定証を贈呈するとともに、ホワイト企業認定マークの利用を認めます。
- 2. 認定企業は、ホワイト企業認定証を社内、エントランス等に掲示することができます。 この場合、認定企業は、ホワイト企業認定証を複写して使用することはできません。
- 3. 認定企業は、ホワイト企業認定マークを、以下に掲げるものに掲載することができます。この場合認定企業は、ホワイト企業認定マークの画像を改変することはできません。また、これを動画に使用しようとする場合、認定企業は、事前に当機構の書面による承諾を受けなければなりません。
 - (1) 自社の商品又は役務
 - (2) インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
 - (3) 労働者の用に供する公告又は文書
 - (4) 名刺
- 4. その理由のいかんを問わず、本制度の利用が終了する場合、認定企業は、同時点以後、 第2項のホワイト企業認定証の掲示及び前項各号の媒体に掲載したホワイト企業認定マ ークの利用を止めなければならない(ただし、本制度利用期間中に公表した記事等につ いて、さかのぼって掲載停止や記事の削除をする必要はない。)。
- 5. 認定企業が本制度を利用している期間中、認定企業は、当機構に対して、当機構の公式 サイト及び広報資料に、認定企業の名称及びロゴを掲載することを認める。

第7条(認定の取り消し等)

- 1. 第3条又は第4条の規定に基づき申請者が仮認定若しくは本認定の申請をするにあたって虚偽若しくは不正確な回答をした事象が判明した場合、又は当機構が仮認定若しくは本認定した後に、認定企業において認定基準に抵触する事象が生じた場合、当機構は、当該申請者等に対して、当該事象の存在又は発生について告知し、期間を定めてその改善又は解消を求めることができるものとします。
- 2. 前項の告知を受けた申請者等が、当機構に対して、定められた期間内に当該事象の改善又は解消を図ったことを示すことができたときは、当機構は、当該事象にかかる認定基準を充たすものとして当該申請者等に対する仮認定又は本認定手続きを継続します。
- 3. 第1項の告知を受けた申請者等が、当機構に対して、定められた期間内に当該事象の改善又は解消を図ったことを示すことができなかった場合、当該申請者等は、仮認定又は本認定の申請を取り下げることができます。この場合、当該申請者等は、当機構に対して当該事象が解消され、認定基準を充たすことが明らかになったことを示すことができたときは、再度仮認定又は本認定を申請することができます。
- 4. 前項の場合で、当該申請者等による仮認定又は本認定の取り下げがされず、かつ、当該事象が虚偽若しくは不正確な回答であったこと又は認定基準に抵触することが明らかであるときは、当機構は、当該申請者等の申請を拒絶し、又は、既に行った仮認定又は本認定の結果を取り消すことができます。この場合当機構は、事案の軽重や悪質性の程度を踏まえ、当機構のホームページにおいて、当該事象及び当該申請者等の名称を公表することがあります。

- 5. 前項本文により申請者等の申請が拒絶され、又は認定結果が取り消された場合、当該申請者等は、当該申請拒絶又は認定取り消しがされた日から1年間、本制度の仮認定を受けることができません。ただし、当機構は、当該取り消しとなった事象の内容や程度に応じて、この期間を短縮することができます。
- 6. 本条の規定により当機構が申請者等の仮認定又は本認定の申請を拒絶し、又は認定結果 を取り消した場合でも、当機構は、当該申請者等がすでに当機構に対して納付した認定 料を返還しません。

第8条(更新料)

認定企業がさらに1年間、本認定を受けようとするときは、本認定結果の有効期間が満了する2か月前の日以降に、第4条に定める手続きを再び実施することで、更新手続きを受けることができます。なお、一度納付された更新料については、理由の如何を問わず返還することはできません。

第9条(個人情報の取扱い)

- 1. 当機構は、個人情報について、当機構が別途定めるプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に則り、適正に取り扱うこととします。
- 2. 当機構は、本制度の認定申請にあって入力されたデータに個人情報が含まれていた場合、これを本制度提供以外の目的で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)及びプライバシーポリシーに基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとします。
- 3. 当機構は、本制度の提供のため必要がなくなった個人情報に関して、一切のコピーを残すことなく、当機構責任の下でやかに破棄するものとします。

第 10 条 (禁止行為)

- 1. 申請者等は、本制度の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当機構、他の申請者等その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)
 - (3) 当機構、他の申請者等その他の第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (6) 法令(条例や通達を含む。)に違反する行為
 - (7) 他の申請者等の認定申請を妨害する行為又はそのおそれがある行為
 - (8) 当機構のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、コン ピューター・ウィルスの頒布その他本制度の正常な運営を妨げる行為又はそのおそ れのある行為
 - (9) 本制度を構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
 - (10) 当機構による本制度の運営を妨害するおそれのある行為

- (11) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
- (12) その他、当機構が不適切と判断する行為

第 11 条 (規約違反に対する措置等)

- 1. 当機構は、申請者等が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又 は催告することなく、当該申請者等について本制度の利用を一時的に停止し、又は本制 度利用契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能である場合又は申請者等がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は申請者等がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合
 - (4) 本規約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本規約の目的を達することができない場合において、申請者等が履行をしないでその時期を経過した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、申請者等がその債務の履行をせず、契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである場合
 - (6) 本制度の利用にあたり当機構に提供した情報又は当機構が申請者等に要請した情報 に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (7) 当機構、他の申請者等その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本制度を利用した、又は利用しようとした場合
 - (8) 手段の如何を問わず、本制度の運営を妨害した場合
 - (9) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (10) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は電子交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (11) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (12)租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (13) 当機構からの連絡に対して応答がない場合
- 2. 当機構は、本条に基づき当機構が行った行為により契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条 (損害賠償)

- 1. 当機構は、本規約に違反することにより申請者等に損害を与えた場合、申請者等に対して、その損害を賠償します。ただし、当機構の軽過失により申請者等に生じた損害の賠償を行う場合、当機構が申請者等から直近3年間に受領した本制度認定料及び更新料の累積額を上限とします。
- 2. 申請者等は、本規約に違反することにより、又は本制度の利用に関連して当機構に損害を与えた場合、当機構に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 3. 申請者等が、本制度に関連して他の申請者等その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当機構に通知するとともに、申請者等の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当機構からの要請に基づき、その経過及び結果を当機構に報告するものとします。

- 4. 申請者等による本制度の利用に関連して、当機構が、他の申請者等その他の第三者から 権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、申請者等は当該請求に基づ き当機構が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。 ただし、当機構の故意又は過失に起因する場合はこの限りではありません。
- 5. 第1項又は第2項の定めにかかわらず、申請者等又は当機構は、他の当事者に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当機構又は申請者等が損害発生につき予見したもの及び予見すべきであったものを含みます。)については一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (秘密保持)

- 1. 申請者等及び当機構は、本制度認定に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本制度導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいうものとします。
- 2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により 公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- 3. 申請者等及び当機構は、秘密情報を本制度の実施運用のため必要のある役職員(雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。)、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者に限り開示できるものとし、かつ、本制度の実施運用の目的以外の目的には使用しないものとします。
- 4. 第1項にかかわらず、申請者等及び当機構は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができるものとします。また、この公表又は開示を行った場合は、その旨を、 やかに当該情報を開示した当事者に対して通知することとします。
- 5. 申請者等及び当機構は、認定の終了(更新しない場合を含む。)、認定の取り下げ、認定の取り消しその他の事由により本制度の認定関係が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 14 条 (知的財産権の帰属)

1. 申請者等は、本制度を構成する一切の発明、考案、意匠、著作物、商標、商号その他本制度に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の本制度の運用において有用な技術上又は営業上の情報に関する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。)、商標権を含む一切の権利が当機構に帰属することを確認します。

2. 申請者等は、自身が本制度にアップロードした情報について、当機構に対し、ホスト、保存、バックアップのための複製を行うことを許諾するものとし、著作者人格権を行使しないものとします。

第 15 条 (契約の解除)

- 1. 認定企業は、当機構と別途締結する本契約の契約期間中であっても、3 ヶ月前までに当機構に対して書面により申し出ることにより、当該契約を解除し、もって本制度利用契約を解除することができます。この場合において、契約者は、当機構に対し、本制度導入費用及び本制度利用料等一切の費用の返還を求めることはできません。
- 2. 当機構は、当機構において本制度の継続が困難であると判断した場合には、契約者に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第 16 条 (本規約の改定・変更)

- 1. 当機構は、当機構が必要と判断する場合、申請者等の承諾を得て、本規約の内容の全部 又は一部を変更し、又は追加できるものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この承諾があったものとみなすことができるものとします。
 - (1) 当該変更又は追加が、申請者等の一般の利益に適合するとき
 - (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2. 当機構は、前項の変更又は追加を行うときは、変更後の本規約の効力発生時期を定め、 効力発生時期の2週間前までに、その旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発 生時期を当機構のホームページに掲載する、電子メールにて告知するその他の適切な方 法により周知するものとします。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に申請者等が本制度に基づく手続きをするその他本制度を利用した場合、当該申請者等は、本規約の変更に同意したものとします。

第 17 条 (保証の制限及び免責)

- 1. 当機構は、本制度について、その正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的 への適合性、第三者の権利を侵害していないことについて一切の保証をしません。
- 2. 申請者等は自己の責任において本制度を利用するものとし、当機構は、申請者等による本制度の利用に起因して申請者等に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

第 18 条 (再委託)

当機構は、本制度の提供に関して、全部又は一部の業務を、当機構の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合当機構は、再委託先が本規約の各規定を遵守するよう管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る一切の行為に関して、当機構が行ったものとして、申請者等に対して責任を負うものとします。

第 19 条 (反社会的勢力の排除)

1. 申請者等及び当機構は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該

当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると 認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- 2. 申請者等及び当機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 申請者等が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当機構は、申請者等に対して何らの催告をすることなく本制度の認定を取り消すことができるものとします。
- 4. 当機構は、前項により本制度の認定を取り消した場合には、申請者等に損害が生じたとしても、これを賠償する責任は一切負いません。

第 20 条 (連絡・通知)

本制度に関する問い合わせその他申請者等から当機構に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当機構から契約者に対する連絡又は通知は、電子メールその他当機構の定める方法で行うものとします。通知は、当機構からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第 21 条(地位の譲渡等)申請者等及び当機構は、相手方の書面による事前の承諾なく、本制度上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第 22 条 (分離可能性)

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断とされた場合であって も、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ 執行力を有するものとします。当機構及び申請者等は、当該無効若しくは執行不能とさ れた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに 修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。 2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある申請者等との関係で無効又は執行不能と 判断された場合であっても、他の申請者等との関係における有効性等には影響を及ぼさ ないものとします。

第 23 条 (存続条項)

理由の如何を問わず認定期間が終了した場合でも、第9条(個人情報の取扱い)、第12条(損害賠償)、第13条(秘密保持)、第14条(知的財産権の帰属)、本条(存続条項)及び第25条(準拠法及び合意管轄)は有効に存続するものとします。

第 24 条 (不可抗力)

当機構は、天災、法令・規則の制定・改廃、疫病・感染症の流行その他の不可抗力によって本制度の履行が妨げられた場合には、本規約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって申請者等又は認定企業に生じた損害について一切の責任を負担しません。

第 25 条 (準拠法及び合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 (協議解決)

申請者等及び当機構は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上 やかに解決を図るものとします。

附則

2023年8月1日 全面改訂・同日施行

2025年1月1日 一部修正、同日施行(第6条に第4項を加筆)

2025年5月1日 一部修正、同日施行(第6条に第5項を加筆)